オスマン朝アナトリア社会の匪賊像

スレイマン大帝統治末期の取り締まり策を中心に-

伊藤 幸代

はじめに

は、 配者や大商人、裕福な都市民を相手に賊行為を繰り返したと言われる。しかし実際のところ当時のオスマン朝文筆家の中 彼は父親が地方のベイの横暴な振る舞いにより盲目とされたため、その復讐を誓って山に入り匪賊となった。そこで彼は 地域で語られてきた。一説によるとこのキョル・オウルのモデルは、一六世紀末のアナトリアで活躍した実在の匪賊である。(2) キョル・オウルにまつわる伝承は、様々に形を変えながらトルコを始めアゼルバイジャンやイラン、中央アジアなど広い 自分と同じ境遇のものやその他の理由でアウトローとなったもの、 実際にキョル・オウル(Köroğlu)やピール・スルタン・アブダル(PîrSultan Abdal)、ダダル・オウル(Dadaloğlu)と 近代以前の多くの社会と同じ様に、オスマン朝支配下のアナトリア社会においても匪賊は社会の重要な構成員であった。 匪賊の英雄として何世紀も語り継がれた民間伝承の主人公であり、今日もトルコの人々に親しまれている。なかでも あるいは勇者にあこがれる若者たちを集め、 地方の支

でキョル・オウルの存在を書き残しているのはエヴリヤ・チェレビー(Evliya Çelebî)のみであり、その頃のキョル・オ めに村人たちがかり出されていたし、一七世紀以降にはあるアナトリアの村において匪賊を捕らえ損ねた村人が弁済金のに村人だちがかり出されていた。(5) 動した匪賊たちがキョル・オウルのイメージに重ね合わされたためであろう。つまりこの物語が広い地域で多くのヴァリ エーションとともに語られるようになったのは、もともと各地に匪賊にまつわる多くの逸話があったためだと考えられる。 の後キョル・オウルの物語が最もポピュラーな伝承の一つとして発展したのは、彼の以前や以降にアナトリアの各地で活 ウルは必ずしも後の有名さに匹敵するほど大きな影響力や名声を得ていた訳ではなかったと思われる。 (nezir akçesi)を徴収されていたことも確認されている。こうした断片的な情報からも、 この様にアナトリア社会に日常的に存在した匪賊たちに対し、同時代の支配者たちはもちろん静観していた訳ではなか 例えば一五世紀ごろからアナトリアの交通の要所には多くの関所 (derbend) が設けられ、 匪賊が人々の生活に日常的 匪賊から通行人を守るた それでもなお に関

具体的な形で描写したという点において、現在もなお比類するものがない貴重な研究である。 西アナトリアのサルハン県における匪賊の活動を詳細に描いたものである。 Çağatay Uluçay)やジェザル(Mustafa Cezar)によるいくつかの研究を除けば、匪賊は主要なテーマとされてこなかっ 存在した「匪賊」たちは、歴史家の目にはとまりにくい。そのため従来のオスマン朝史研究においては、ウルチャイ(Mustafa た。このうちウルチャイの研究は法廷文書(Şer'iye Sicilleri)や中央政府の命令をもとに、一七世紀から一九世紀に至る 彼の研究は匪賊と地域民衆との関係を極めて

したものである。

しかし匪賊、

傭兵、

他方ジェザルの研究は、アナトリアやエーゲ海で展開された「レヴェンド(levend)」たちの活動を三世紀に渡って追跡

この研究では中央政府の文書史料から多くの具体的な事例が収集されており、

情報量の点では卓越して

空

流浪民といった様々な立場の人々を一つの集団としてあつかったほか、対象とする時間的、

わっていたことがうかがわれるのである。 しかし大義名分を掲げて大衆を動員し、歴史的事件を起こした「反乱者」とは違い、基本的に時代や地域を問わず常時

彼らの成り立ちそのものについては十分検討されてこなかった。 間的範囲が広すぎるため、 tafa Akdağ)やバーキー 主要な構成員である匪賊の存在に触れてきた。しかし当時の社会に多くの匪賊が存在していたことは自明のことでもあり、 (Karen Barkey) はジェラーリー諸反乱 (celâlî İsyanları) をあつかった研究の中で、反乱の(®) 主題であるレヴェンドの実像がぼやけてしまった観がある。またこのほかにもアクダー (Mus-

とする新たな試みとして注目される。 ような欠落は徐々に埋められつつあると言える。依然として実証的な研究の蓄積は充分とは言えないが、 (Suraiya Faroqhi) やギュレル(Ibrahim Güler)らの研究は、 とはいえ近年では社会史への関心の高まりや、法廷文書など地方的な史料の開拓にともない、 地域社会研究の中に日常的な匪賊の存在を取り入れよう 匪賊研究における前 ファロ ーキー

匪賊の性格をより本質的に捉える手がかりが得られるものと考えるからである。 り締まり策とその実態を包括的、かつ具体的に明らかにしていく。この作業を通じ、 こうした研究史を踏まえ、本稿では一六世紀後半の西アナトリアの場合を事例に、 アナトリア社会の重要な一員である オスマン朝中央政府による匪 賊 0 取

Kalemi) で作成、保存された。 関する勅令の内容を数量的に分析することにより、取り締まり策の全体の流れを把握することを試みたい。そしてさらに 報を得ている。MD は「ミュヒンメ記録官(Mühimmenüvis)」により、御前会議諸局の一つであるベイリックチ局(Beğlikçi 扱われる事件の経緯や背景については簡単に説明されるだけのことが多い。こうした特徴を踏まえ本稿では、 録された重要な史料であるが、一つ一つの勅令は関係する軍人・行政官への指示を出すために作成されたものであるため、 である。アクダーやユルマズ(Fikret Yılmaz)の研究を始め匪賊の取り締まりに関する研究の大半は、この MD から情 る法令を用いる。このうち MD は中央政府の御前会議で検討、決定され、勅令として発布された命令の控えを収めた台帳 本稿では主要史料として勅令の草稿録にあたるミュヒンメ・デフテリ(Mühimme Defteri、以下MD)と、 政治、外交、経済活動、 地方支配など、あらゆる問題に関するオスマン朝政府の対応が記 刑罰 に関

は、 夕が他の地域よりも多く収集されたことがこの地域を選んだ理由である。 いては、 本稿では検討の対象とする地域をアナドル州に絞った。これは各地方毎に様々な独自色を持つオスマン朝領内について 異なった地域のデータを同列に扱うと誤った結論を導くことになりかねないためである。さらにアナトリア西部にお 大規模な反乱よりも小規模な賊行為が多かったと考えられていること、(ユラ) 検討対象の時期に関しては該当するデー

およそ百余件がアナドル州(Vilâyet-i Anadoll)の匪賊問題を扱ったものである。 (西暦一五六四年七月二九日~一五六六年六月二一日)である。この時期に作成された総数三四六八件の勅令草稿のうち、 対象とする期間は、スレイマン大帝の統治期にあたるヒジュラ暦九七二年ムハッレム一日~九七三年ズルヒッジャ三日

らの言葉はそれぞれ異なったニュアンスを持つが、本稿では簡潔に論を展開するため、これらを「匪賊」という用語に統 ラーミー (harâmî)」「エシッラー (eşirrâ)」「ミュフスィード (müfsîd)」など複数の用語が見られる。厳密に言えばこれ 一して表すこととしたい。 言葉として「エフリ・フェサード (ehl-i fesâd)」「エシュキヤー (eşkiyâ)」「クッターッタリーク (kuttâ'u't-tarîk)」「ハ に手をつけ、 最後に「匪賊」という言葉の使い方について説明しておきたい。一般に日本語の「匪賊」とは、武力を使って人の 人々の生活に害を及ぼし、 物質的、 精神的損害を与える者たちである。史料では、こうした人々を意味する

第一章 事件の発生と中央政府の対応

のについては第三章で検討することとし、ここでは特定の事件を対象とするタイプの取り締まり策について検討する。こ 当時のアナトリアで実施されていた取り締まり方法には、大きく分けて二つのタイプがある。このうち査察タイプのも

のタイプの匪賊対応においては、 通常次のような形で命令が発せられていた。

ハミディリ・ベイ(=sancakbeg)、及びエイリデュル郡カーディー(kâdî)へ命ずる。

見つけだし、慎重に捕まえ、 斧と刀で交戦して山へ逃れ、籠城し、ナーイブ(法官代理)の法廷を襲っている。サンジャックベイのスバシュ(ベ あり、人々の家や水車小屋を襲い、力尽くで物を取り、聖なる法廷へ召喚されても従わず、やってきた役人を罵り、 上奏してきた「前述の郡に属するディレスケネ村のカラ・イルヤースオウル・アーレムシャーと知られる者は匪賊で 配する部下たちには忠告し、道中、不注意から[匪賊を]隠れさせることのないように用心せよ。[6: 1304] イの部下)たちが何度も逮捕を試みたが、山は峻険で[匪賊は]捕まることが無く、人々は途方に暮れている」。よっ お前ことエイリデュル郡カーディーは我が至高なるご門(=イスタンブルの中央政府) 以下の通り命ずる。[この命令が]届いたら、次のようにせよ。これらのことが事実ならばその人物を何としても 有能な者たちを配して我が至高なるご門へ護送し、船へ送るように。くれぐれもお前 へ書簡を送り、 次のように

受けて中央が地方に指示を出すという形式がとられている。 この命令から分かるように、多くの場合まず地方官が中央政府に事件の背景と現状に関する具体的な報告を行い、それを

的に分析することにより、 この数は情報源として決して少なすぎるものではないであろう。そこで本章では各事例の上奏の内容と指示の内容を数量 で起こった事件の全てが中央に報告されていたかどうかは定かではないが、対象地域の広さや対象とする期間を考えると、 二年間に中央政府がアナドル州に発した命令のうち、こうした個々の事件を扱うタイプの案件は一〇四件である。 中央政府が行った匪賊取り締まり策の大組を把握していきたい 地方

(一) 地方官からの上奏

まずアナドル州で発生した匪賊の事件について、 中央政府へ最初に上奏した人物(役人、あるいは被害者本人) の内訳

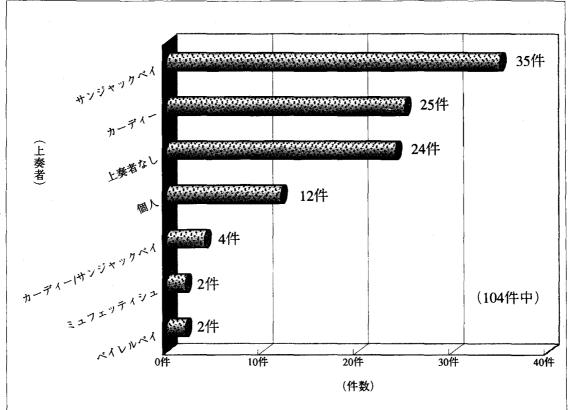
考えられている。つまり匪賊のかかわる事件の多くが、いずれの官職者からも単独に上奏されていたということは、これ(図) 四・○%)であり、両者がそれぞれ単独に上奏している場合が大半を占めている。本来オスマン朝の地方支配においては、 奏であった。このうちサンジャックベイが単独で上奏するケースが三五件(三三・七%)、カーディーのケースが二五件(二 をみてみよう。[表1]に示されるように、一〇四件中六四件(六一・五%)が、サンジャックベイとカーディーによる上 らの事件が司法の分野においても警察の分野においてにも、地方官の権限内で処理されうるレヴェルの問題ではなかった カーディーが司法関係を、ベイレルベイ (beğlerbeğ) やサンジャックベイが警察権を含む軍事、行政関係を扱っていたと

ということを意味しよう。

件(二八・六%)にとどまる。またカーディーからの上奏では二五件中一四件(五六・○%)であり比較的増えるものの、 害者である匪賊については六四件中五二件(八一・三%)と、大半の上奏において具体的情報が報告されていた。このよ サンジャックベイによる上奏の場合それぞれについて、件数と割合をまとめたところ、[表2]の結果となった。 出身地などに関する情報が具体的に与えられているかどうかを基準に各勅令を分類した。カーディーによる上奏の場合と うな傾向を考えると、 カーディーの職務が本来法廷での審議、記録であることを考えれば、半分強という割合は低いと言えるだろう。他方、 について、どの程度情報が具体的に伝えられていたのかを取り上げてその傾向を明らかにしたい。まず被害者については まず被害者についてみると、サンジャックベイからの上奏では具体的な情報が与えられているケースは、三五件中一○ では上奏によって伝えられていた情報とは、どの様なものだったのだろうか。ここでは事件の被害者と加害者(=) 身分、立場、 出身地といった情報が明記されているか否かを基準に、匪賊については名前(あるいは通り名)、人数、 地方官による上奏の目的は、主に匪賊についての具体的情報を中央に知らせることであったと思わ 加

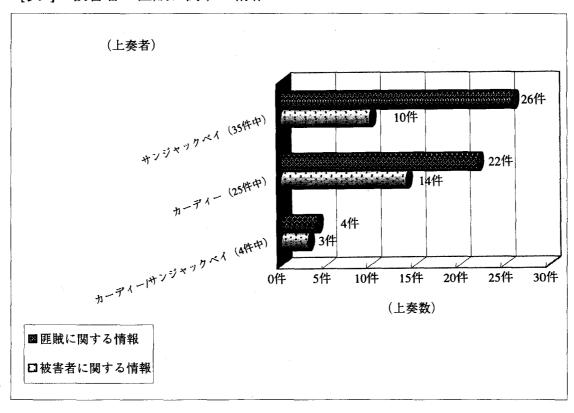
匪賊について知らされた情報の内容について、さらに詳しく分析してみよう。上奏時に匪賊がおかれていた状況を、「逮

[表1] 上奏者一覧



注:ミュフェッティシュ〜中央政府から派遣され、匪賊の取り締まりにあたる査察官。第3章参照。 なお、表に整理されないその他10件の上奏は、上奏者不詳であった。

[表2] 被害者と匪賊に関する情報



56

上奏が行われた時点で匪賊は未逮捕の状況にあったことが明らかである。 でに逮捕されている状況を、「未逮捕」とはメンバーのうち未逮捕のものがいる状況を指す。この表に示されるように、 捕」と「未逮捕」という状況別に分類した結果が[表3]である。「逮捕」とは問題となっている匪賊のメンバー全員がす 奏者がサンジャックベイである場合三五件中三二件(九一・四%)が、カーディーである場合には二五件中二二件(八八・ 逮捕という任務に関する指示を仰ぐために行われていたと言えよう。 が、 匪賊が未逮捕の状況における上奏であった。全体的には一〇四件中九六件(八四:二%)と、ほとんどの場合 つまり上奏は、 逮捕後の匪賊の処置よりもむし

のが多いと結論づけられるだろう。 またはカーディー)が、主に匪賊の逮捕について指示を仰ぐために、関係する具体的な情報を中央に報告するタイプのも これらの傾向をあわせて考えると取り締まりの発端となる上奏としては、 事件を扱う地方の官職者 (サンジャックベイ

中央政府による指示

指示は、 さてこれらの上奏に対して、中央政府はどの様な指示を出しているのだろうか。一〇四件の事例にみられる中央からの その内容から大きく次の四通りに分けることができる。

委任逮捕、 逮捕協力)

るように、 命じられる。さらにほとんどの場合、 逮捕を命ずる勅令では多くの場合、 その他「シャリーアにより「カーディーが命じ、 といった指示が加えられる。 イル・エリ(民兵隊)やスイパーヒーといった在地の兵士たちや、(34) まずカーディーあるいはサンジャックベイなど、 匪賊を] 見付ける責任を負った者たち」[6: 1118] へ逮捕を依頼す 直接指示をうける地方官に 匪賊の親族や共 逮

〔調査、 法廷審議)

されている被害を法廷で調査、 担当のカーディーに命じられている。 ディーを殺した匪賊たちの目的が、殺人そのものなのかそれとも強盗だったのかを法廷で審議して明らかにするように 報告された事件について、さらに詳細な調査や事実確認が命じられているケースもある。例えば [5: 0141] では、 審議し、奪われた金品をもとの所有者に返すようにと言う指示が与えられている。 その他ほとんどの強奪事件に関する命令のなかで、 捕らえられた匪賊について申告

「護送」

か [5: 0176] のように、 に関する情報について問われている者もおり、中央で再調査が行われるケースもあったものと思われる[6:1234]。このほ 幅広いレヴェルの罪人がこの刑の対象となっている。 められたものではなく、 送後の犯罪者には「ガレー送りの刑(kürek cezası)」が罰として与えられる。本来この刑はシャリーアやカーヌーンに定 護送を命じる勅令では、ガレー船の漕ぎ手となるためにイスタンブルへ送られるといったケースが多い。この場合、護 近隣の県から逃げ込んだ匪賊たちを悪事の現場となった県へ送り返すといった護送命令も発令さ 戦艦や物資運搬船の漕ぎ手にたいする政府の需要に応じて適用される刑罰であった。このため、 またイスタンブルに送られた匪賊の中には、 拷問が加えられ共犯者

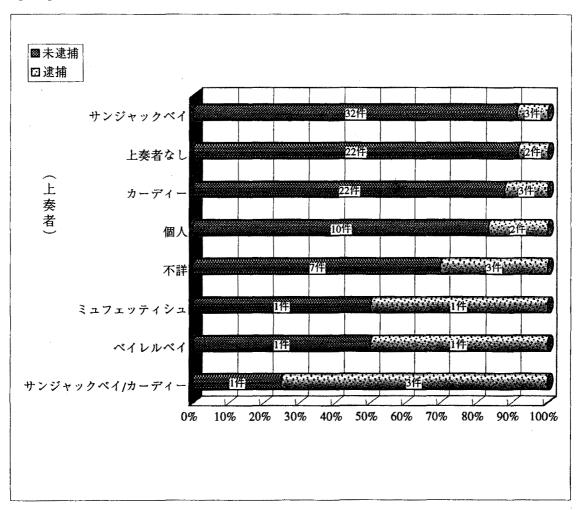
を認めなかった容疑者たちは釈放され、 晒す、投獄などの刑罰を科すことが定められている。例えば[6: 0629]では、殺人の容疑で捕縛された匪賊のうち、 ット (siyâset) と呼ばれる死刑、 Kanunnâmesi)」では犯罪は大きく重罪 (cürm-i galîz) とその他の罪に分けられており、重い罪を犯した者にはシヤー れている。 [処罰] 勅令を送られた地方の役人に、 あるいは重い肉体的刑罰を、 現地で即刻匪賊の処罰を指示するケースである。 自白した匪賊 一人のみがシヤーセットに処されるように命じられ その他の罪の場合にはうち懲らしや、罰金、 オスマン朝の「犯罪法 公衆の罵倒 (Ceza 犯行

それぞれどれぐらいの頻度で適用されいるのだろ

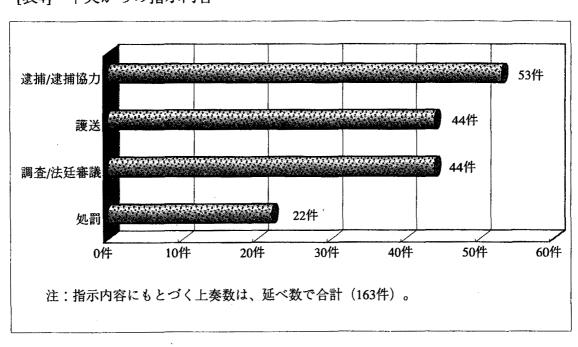
以上が中央の下した指示の四類型である。

これらの指示は実際には、

[表3] 上奏時の状況



[表4] 中央からの指示内容



うか。 Þ 現れている 送 に、 (調査) の四四件、 中央からの指示としては 一〇四件のアナドル州管区内あての勅令について分析したところ、[表4]の結果が得られた。ここに示されるよう は取り締まりの中途過程における指示だと言えるが、 そして〔処罰〕の二二件となっている。 〔逮捕、 委任逮捕、 逮捕協力〕が五三件と最も頻度が高く、 〔護送〕や〔処罰〕は事件の最終段階に関わる指示であり、 勅令においてはむしろ後者のタイプの指示がより頻繁に 次いで 〔調査、 法廷審議〕、 〔逮捕〕 **〔護**

ろう。 できるだろう。 である。このことから、 八・九%)となっている。 ものである。 れている。 たのだろうか。この問いに答えるにはこれらの命令が、 ではこの様に逮捕命令や調査命令と言った取り締まり過程の途中の段階で発される勅令とは、 [表5]は中央へ事件を上奏した人物と、その報告を受けて中央が命令を送った先の人物の関係を、 つまり多くの場合において中央政府は、 表中にゴシック体で表してある数値は、 勅令発布の目的の一つが、 残る約七割の命令では、 地方で問題を処理する官職者を特定することであると指摘することが 上奏された問題に対する次の処置が、 事件を処理する官職として、 上奏者と発令先が同じ人物の場合であり、 アナドル州の誰にあてて発令されているのかを知る必要があるだ 上奏者とは別の官職者を指名しているの 上奏者とは異なる官職者に下さ 何を目的とした命令だっ ○四件のうち三三件(二 官職別に示した

数、 ことである。アナドル州は首都イスタンブルに比較的近く、 意すべき事は、 題の処理にあたるべき官職者を定め、 方の官職は、 さて以上の分析の結果、 名前、 出身地) 匪賊が未逮捕の時点で中央政府に状況を報告する。この時の上奏文によって、匪賊についての具体的情報 こうした実際に発生した事件の処理にあたっては、 を含む事件の概要が中央政府に知らされる。 匪賊の取り締まり策について次のような典型を示すことができる。 調査や逮捕などの方法について具体的に指示する勅令を発するのである。ここで注 中央集権体制の完成期とも言われるスレイマン大帝期には中 そして中央ではこの情報をもとに対処方法を検討し、 中央から軍人や役人が派遣されることがほとんどない まず事件の発生を知っ た地 入

第二章 地方における取り締まりの実態

ŋ 逮捕、 緒に行われており、 に強盗が五二件と、 アナド つまり強盗であったことが分かる。このような匪賊の犯行に対し、 処罰などの一連の作業をどの様に行っていたのだろうか。本章では匪賊対策の実態を明らかにするため、より詳細 ル州から上奏された一○四件の勅令において扱われた匪賊の行為は、[表6]のようである。ここに示されるよう 匪賊による行為の半数近くを占め、次いで二六件と殺人が多い。 結局匪賊による犯罪の六割以上(六一.四%)は路上での追い剝ぎや、家屋への押し込みといった物取 中央から勅令を受けた地方の役人たちは、 ただし殺人のうち一八件は強盗と一 調査や

一)調査・逮捕・処罰

に事例の内容を見ていこう。

、調査

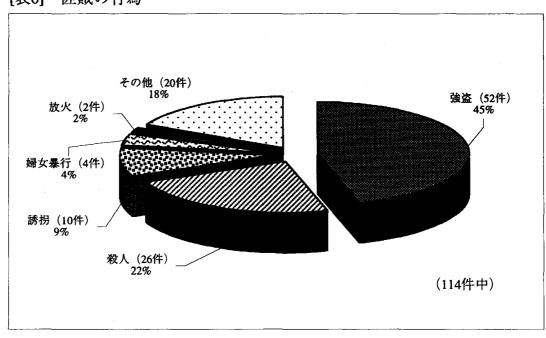
ッド 知られるものは、 ぎの犯人として上奏されたことがある 州とアナドル州一 まず事件を起こした匪賊 部のナーイブも、 帯で活動した匪賊テンカタ・ピーリーの一件が、 匪賊 ピーリーの悪事を記録した法廷文書の写し (sûret-i sicili) を上奏しており、 (hırsuz u harâm-zâde) である」[6: 1254] と認識されるほどの大匪賊であった。 の調査が、 どこで行われていたかについて考えてみたい。 [6: 1042] ほか、 カラマン州のベイレルベイによって「テンカタ・ 興味深い情報を与えてくれる。 この問題に関しては当時、 中央からはピーリーを ピーリーは一度追い剝 さらにトゥルグ ピーリ カラマン

[表5] 上奏者と発令先

上奏者\発令先	サンジャックベイ	カーディー	リカーディー ソカーディー	ベイレルベイ	ガーディー イレルベイ <i>ー</i>	ララ	ミュフェッティ	合計
サンジャックベイ	13	3	10	0	2	0	0	28
カーディー	2	15	14	1	0	0	0	32
サンジャックベイ/ カーディー	0	1	2	0	0	1	0	4
ナーイブ	0	2	0	0	2	0	0	4
ベイレルベイ	0	0	0	1	1	0	0	2
ララ	0	. 0	1	0	0	-	0	2
ミュフェッティ シュ	0	0	3	0	0	0	1	4
個人	2	1	5	0	0	0	0	8
上奏者なし	5	2	6	1	0	0	0	14
不詳	6	2	1	0	0	1	1	11
合計	28	26	42	3	5	3	2	109

注:ララ〜王子の養育係。執政面においても実質的権限を持っていた。 ナーイブ〜法官代理。カーディーの代理人として各地に派遣された。 なお、本表で整理されない例外的なケースが5件あった。

[表6] 匪賊の行為



ガレー送りに処すようにとの命令が下されていた。しかしその後捕らわれ、イスタンブルに護送されたピーリーは、この

処置に対して次のように異議を申し立てた。

俺はセフェリヒサル郡に住んでいるのに、[カラマン州のベイレルベイは]自分のことを他の土地で取り調べさせ、

[=トゥルグッド・ナーイブ]に、事実に反する事柄を記録させた。[6: 1254]

官職者が、その地域で行うことがより望ましいと考えられたのである。 立てを考慮し、 彼は居住地域を所轄する役人以外の者に取り調べられたことについて、不満を述べているのである。中央政府はこの申し し、「適切な所で正義に則って調査」[6: 1254] するように改めて命じた。 結局彼をアナドル州ベイレルベイとアンカラ郡カーディー、 つまり調査は匪賊と関係の深い地域を所轄する セフェルヒサル郡カーディーのもとに送り返

民衆がよせる情報が重要な意味を持っていたものと考えられる。 衆が知らせるところに従って」[6:0636] 捕らえるようにと指示されていることが多く、 査の方法をより詳しく見なければならないだろう。 それでは何故匪賊は、関係の深い地域で取り調べられる必要があったのだろうか。この点を明らかにするには、 当時の調査を命ずる勅令では、「[匪賊の] 悪事と不正について地域民 匪賊の取り締まりにおいては地域 一賊調

この地域ではある匪賊について、 匪賊の逮捕の前と後に住民が証言を行う状況が具体的に描写されている。まずブルサ県サンジャックベイの上奏によると、 では調査の際に地域民衆たちのもたらす情報、 次のような訴えがあった。 証言は、 実際にはどのように扱われていたのだろうか。[5:0241] では、

タファ・ビン・ルトフィーという者たちが悪事で有名であることを知らせてきており、 [匪賊たちは] 投獄された。 [5: ある婦人の夫を殺したとして訴えられたが、 タン郡に属するドゥル・アクジュ村出身のユースフ・ビン・ヒンメトはジャラーフ・オウルとして知られてい 証明されていない。 また
[人々は] ムスタファ・ビン・クタール、 ムス

この報告を受けた中央政府は、サンジャックベイに対し次のような確認をおこなった。

こうした者たち [=匪賊たち] について悪事や人殺し、賊行為などの情報をもたらした者たちは信頼に足る者なのか。 どういった人物なのか。 [匪賊たちの] 仕業とされた物事のうちいくつかを、彼ら [匪賊たち] の前で確認することは

中央政府は、匪賊を告発した証言の信憑性を確かめる必要があると言うのである。 しかしサンジャックベイの報告による

実際には被害者である人々の態度は次のようであった。

できるのか。[5: 0241]

ないのだと尋ねると、 認できる者はおらず、[人々は]密かに[匪賊の]悪事を告げに来るのである。彼らになぜ多くの悪事について証言し 前述の者たち [=捕らえられている匪賊たち]の仕業とされる問題の多くについて、 「[匪賊たちの] 手下は大勢いるんだ。俺たちは恐いんだよ、家に火をつけられることが」と言 シャリーアに則って証言し、 確

形で解決に向かったのである。 このように人々は匪賊の報復を恐れており、 証言をする者はなかなか現れなかった。 しかし最終的には事件は次のような

信頼できる者たちのうち三人の神秘主義修業者(du'âcı)たちが [匪賊たちの悪事の] 状況を知らせてきた。これに従 って、[ブルサ県サンジャックベイは中央に]書いて送った。[しかし]その他の者たちは恐れており、こうしたこと [=出廷して証言すること] ができないので、事実について書簡を出してきた。さらにこの村のティムール・ハーン

中央政府のみならず、地域住人や匪賊の間でも共通の認識であったことが明らかである。そのため匪賊の調査は、彼らの(②) かなかった。この事例からは、 つまり証言をしたのは、 一部の勇敢な者、あるいは責任感のある者たちであり、その他の人々は書簡によって証言するし 匪賊の逮捕やその後の取り調べにおいては証言が大きな鍵であること、そしてこのことが

と言う名前の勇敢な男の知らせにより、ある人物が家を襲い息子を誘拐した[事が分かった]。[5: 0241]

ない。 るように」と指示されている。さらにこの「関係者」について、次のように定義される。 を得ることができる。法令ではまず窃盗や強盗などの罪を犯した者が逃亡した場合には、「関係者たちへ命じ、 地方の現場において匪賊がどうやって逮捕されたかについては、勅令である MD の記録からはほとんど知ることができ しかしオスマン朝のカーヌーンナーメ(法令集)に含まれる刑罰に関する法からは、 この問題に関して一定の情報 見付けさせ

ある者へ容疑をかけて見つけられなければ、[その人物を]彼の息子、 は村のもの、 そして追跡者に引き渡させるように。(55) 彼の街区の人々、もしくは [容疑者本人が]誰かの家にいる場合には彼 あるいは兄弟、 親戚、 (家の主) 仲間、 保証 に委ねて、 人たち、 見付け

させるように。

に近い 逃れた匪賊の逮捕は、 つまりサンジャックベイやカーディーの派遣した公的な「追跡者」が犯人を逮捕できない時には、 「関係者」がその責任を負うよう明記されているのである。 匪賊の、「関係者」に委ねられることが原則とされていた。 このように刑罰法上、 サンジャックベイなどの手から 肉親や同郷者など匪賊

府は、 勅令である。これによると同県で先に行われた査察では一部の匪賊が査察官の追手から逃げ延びた。 こうした原則は実際の命令にも適用されている。 ーたちに次のように指示している。 まず逃亡中の匪賊たちの 名前、 出身郡と村の名前を具体的に挙げ、 [6: 0567]はカレスィ県で行われた匪賊査察の事後 続いて同県を所轄するサンジャックベイとカー この報告を受けた政 処理 について命じた

ディ

事や匪賊であることがシャリーアに則って確認された者たちについて記録し、 に応じてこっそりと調べさせて探し、 が聖なる勅令が届い たらこの命令を誰にも見せず、 その土地に来た者たち 常時前述の者たち [=匪賊たち]を慎重なやり方で捕らえて縛りあげ、 [一匪 その写しとともに道中の守りに十分な [賊たち] を、 村人たちそれぞれ 事情

人数の有能な部下をつけて、我が聖なるご門へ護送するように。[6: 0567]

このように中央政府は査察官が捕らえられなかった匪賊たちの逮捕に際し、匪賊の出身村の村人の手を借りるように指示

三、処罰

したのである。

逮捕された匪賊は、 当然処罰の対象となる。処罰については刑罰法の中で、 次のように定められている。

ある県で窃盗、 犯罪を犯し、[犯人が] 逃げて他の県へ行った時には、追手を送るように。彼ら [=追手] につれてこ

させるように。 もし県の住人(halk)から逃れ、 他の県へ行ったなら、 犯罪を犯した県で処罰されるように。

定に沿った命令が、 ここで注目される点は、 カスタモヌ県で活動していたある匪賊の捕縛について、 匪賊が活動を行っていたその地域で罰される必要があるとされていることである。実際にこの規 周辺の諸県のベイ宛てに送られていた。

前述の者 [=カスタモヌ県サンジャックベイ]が、お前の任地で悪事をする匪賊とその他スフテ(学生)の名をかた

ている匪賊のうち、 [カスタモヌ県から]逃亡してお前の任地に至って入りこんだ者たち [の引き渡し]を要求した

決して躊躇することなく、慎重な処置と対処を行い、充分なだけの兵を送り、捕縛し、 事件のあった場所 力

スタモヌ県]へ護送するように……[5: 0176]

匪賊がその活動地で罰されるべきであると言う刑罰法上の原則は、実際に生きていたのである。ではこうした処罰 された匪賊をその活動地で処罰することにより、 必要に応じて処罰されて、 主義には、 どういった意図があったのだろうか。その答えは恐らく、この命令のなかで続いて述べられるように、「匪 その他の者たちへの見せしめとなる」[5: 0176] ことであったのだろう。つまり中央政府は捕縛 地域に潜伏しているその他の匪賊や地域の住人を牽制することをねらっ の現地 賊 が

この様に本項においては匪賊の調査、 逮捕、 処罰の実施状況について分析してきた。その結果いずれの局面においても ていたと思われる。

確認された。

匪賊と地方住民

より複雑なものであったはずである。ここではこの問題について手がかりを含むいくつかの事例をもとに、 る犯罪者、 それでは実際に匪賊と住人との関係は、 秩序の破壊者など一方的な加害者として描かれている。しかし同じ地域に生活する匪賊と住人との繋がりは、 どの様であったのだろうか。もちろん匪賊はほとんどの上奏文において、 両者の関係を 単な

逮捕協力

考察していきたい。

匪賊 の逮捕が、 住人自身の手に委ねられることが多かったことはすでに見たとおりである。ここでは同じ問題を、 住人

の視点から捉えなおしてみたい。

まず [6:0914] では、ハミディリ県の匪賊について、サンジャックベイとカーディーから次のような悪行の数々が報告

された。

ŋ テケ・カラヒサールのカラオズリュとキャーフィルベイリュ集団は、 馬やロバを奪い、悪さをしているため、シャリーア[法廷]に召喚されたがこれに従わず、 押し入りを働き、 悪事の限りをつくしている……[6: 0914] 隊商や家々を襲い、 匪賊行為を行い、 夏の間アーラスン郡から夏営地へ出かけ、 アーラスン郡の人々の家を襲い、 争いを始め、 畑を荒し回 数名の 絶え

を寄せた。しかしこの件について中央政府の命令のもと捕縛に向かった在地のベイレルベイやカーディーは、 こうした悪事を繰り返す匪賊たちについて住人たちは「前述の集団は、武装したアラブから成っている」[6: 0914] 匪賊を捕ら

者たちを傷つけ、

政府からは逮捕の指揮官としてララ(王子の養育係) えることができなかった。そこでさらに住人たちは たちが、 匪賊に関する情報提供を積極的に行い逮捕に協力している。 「その地域に近い場所にいることを知らせ」[6:0914]、その結果中央 の出動が命じられたのである。この例では多大な被害にあった住

の被害を受けていた同郡の住人たちは「先の者たち[=匪賊たち]が事件を起こした場所で処罰 [6: 0243] を要求したのである。 るウスキュダル郡では七人の匪賊たちが逮捕され、イスタンブルに護送された。 このほ か住 人が匪賊の処罰にわざわざ要望を寄せているケースもある。[6:0243]によると、イスタンブル対岸に位置 これに対して中央政府は、 次のように応じた。 しかしこの処置について、 (siyâset) されること」 この匪

このようにすでにイスタンブルに護送されている匪賊について、被害者である住人たちは地元での処罰を望んで返還を求 者たちはどういった者たちなのか。 でにその悪事を報告してきた四名についても、それが誰であれ記録の写しを送り、名前を記し知らせるように。そう 投獄されているのでお前 七名の者たちには、 して我が聖なるご門にいる犯罪者たちの中から分かって、現地で処罰されるように送り返されるように。[6: 0243] その土地 [=コジャイリ県サンジャックベイ]のもとに送り返された。以下、命ずる。 [=匪賊本来の活動地] で処罰されるよう命じられる。三名の者は [イスタンブルで] 名前は何か。 お前の上奏では明記されていなかったので送り返されなかった。 その他四名の

め、中央政府もまたこの要望を受け入れたのである。

保証人

なかっ⁽³⁸⁾ 責任において、 (kefil) とは さらに匪賊 と地域住人を結びつける典型的な形態の一つとして、保証人の制度をとりあげなくてはならな 法廷から請求のあったときには当人を出廷させねばならず、もし逃亡すれば必ず見つけださなくてはなら 刑罰の執行を待っている者や証拠不十分で釈放される者などの身柄に責任をもつ人物である。 彼らはそ 保 証

働者 (irgâd) ス [6:0079] などがある。このほかある匪賊が投獄中に病気になって仮釈放される際、二〇人の保証人がつけられたと言 具体的には保証のパターンとしては、匪賊の保証をその父親が請け負うケース [5:0383]、羊飼い(çoban)や日雇い労 を雇用主が請け負うケース [6:0655]、ある匪賊団の頭目をスィパーヒー(封土保有騎兵)が請け負うケー

う記録もあり [6: 1312]、被保証者の社会的立場や悪事の程度に応じて、保証人の人数や立場が決定されていたことが推察

される。

いう。 た匪賊であっても釈放されえたのである。保証人は、 証人がつけられたうえで釈放されている。このように保証人がいれば、事情がはっきりしないうちは前科者や自白を行っ 人もいる者(kefillü adam)を捕縛することや、[彼を]他の郡へつれていくことは法に反する」[5: 0384]からであると 匪賊をサンジャックベイが連行しようとする時、カーディーがこれに抗議している。なぜなら「物証が確認されず、 実際の保証 同様に [6:0629] では、殺人事件の容疑を受けた前科者たち(töhmet-i sabıkaları)に物証がなかったために、保 人の働きとしては、その一例を[5: 0384]に見ることができる。それによると押し込み強盗と殺人を犯した 匪賊、 あるいは匪賊の嫌疑を受けているものにとって極めて重要な

三、支持や共犯

生命線であったと言える。

られる。 東端チャンクル県と、 最後に、 取り締まりに乗り出したチョルム県サンジャックベイの報告によると、状況は次の通りであった。 匪賊が地域の住人たちの支持を得ているケースも決して少なくないことに注目したい。例えば、アナドル州 隣接するカラマン州のチョルム県の境界地域で追い剝ぎを繰り返していた匪賊集団のケースがあげ

に] チョルム県のスィパーヒーたちのうち三名が馬と武具を与え、[匪賊たちの] 仲間となっているため、悪さや悪事 チャンクル県のカル村、オルタルジャ村の村人とチョルム県のチュクルルチ村の村人たちが匪賊の郎党であり、[さら

は増大し……[6: 1465]

であった。 に携わっているボル県のサンジャックベイの報告によると、この地域の匪賊は、 る。この一例からは、スィパーヒーを筆頭に、少なからずの村人が匪賊に荷担していた状況を伺うことができるだろう。 人たちが] 本当の郎党であり匪賊に協力していることは確かである」[6: 1465] と判断し、この村人たちを逮捕したのであ ったら『俺たちは恐くて、それで馬や糧食を与えていたんだ』」[6: 1465] と弁解した。それでもサンジャックベイは、「[村 そこでサンジャックベイは「郎党」たちを取り調べた。しかし村の者たちは「スィパーヒーたちを後ろ盾にし、 もう一つの事例はチャンクル県に隣接するボル県東部のチャア郡とゲレデ郡で起こった事件である。 次のようにして生業を立てていた者たち 匪賊の取り締 いざとな

てきて売却している。[5: 0531] 数名の匪賊がおり悪事の数々をやめず、この地域から略奪した羊や家畜を六ヶ月集めてカラマン地域に き、そこで共犯者に渡した。彼ら[匪賊自身]もまた[盗品を]馬や家畜、その他の品々と交換し、この地域に持 [もって] 行

こうした略奪を継続的に行う匪賊集団に対し、地元の人々は次の様な対応を示していた。 民衆たちは略奪や恩知らずな行為を証言する際になると、「仕返しが恐いぞ」と「証言しないことを] 誓い合っている。 [ボル県サンジャックベイは] 何度もこの地域にいるスィパーヒーたちや民兵隊に[逮捕を依頼する]書簡を送ったが、

様子が推察される。さてこうしてようやく匪賊を逮捕することができたサンジャックベイであるが、 するとそこでは数名の匪賊が事前に手入れがあることを知って隠れており、「仲間がいて、[手入れがあると] 匪賊の被害にあっている地元の民衆や、 た」[5:0531] と、述べたのである。 威嚇されたり無視されたりと、どうあっても捕らえようとする気配はなかった。[5: 0531] イの逮捕に協力しようとしないのである。そこでサンジャックベイは自ら匪賊の家を包囲し、 これらの状況からは、 地域の治安維持が職務の一部であるはずのスイパーヒーや民兵隊すら、 匪賊たちが少なからず地元の人々による指示や援助を得て 逮捕に乗り出 自分の管区にはまだ 知らせが

多くの匪賊がいると言う。

から、 ら除かれていない。 で他の者たちのように農業を営み、その土地の民衆とともに狩りや家々の行き来や、集まりに加わり、 ル県では、 知らない振りをする者たちは スィパーヒーから逸脱した者からなる匪賊が、 [民衆にしてみれば] どうにかすれば [匪賊の]仲間であるに違いない。[5: 0531] [匪賊を] 捕らえたり、あるいは捕らえさせたりできるのだ 勢力を増している。これらの者たちは家や家族のところ 人付き合いか

を命じた後、 を続けており、 この様に報告によれば、 匪賊を助けている疑いのある者たちについても調査し、上奏するように命じた。 匪賊の逮捕に非協力的な民衆たちもその仲間だとみなされるのである。これに対し中央政府は匪賊の 匪賊たちは決して地縁関係を断ち切った流浪者、 あぶれ者ではなく、 地域社会の一員として活動 逮

事例は、 の中で、 ものである。 以上見てきた二つの事例では、 公文書の中で悪く描かれがちな匪賊たちが、 地域住人と匪賊との協力関係が報告されている例はごくわずかである。 匪賊たちは明らかに地域社会にとけ込んだ生活をしていた。実際には官職者による上奏 実は地域において住人とより複雑な関係にあったことを推察させる しかしここに挙げた例外的ないくつか

た中央政府の匪賊対策は、 かわり合っていたのである。 多くいたであろう。 以上本項では、 匪賊の中には住人と不満や欲求をともにする義賊的な者もいたかもしれないし、 地域住人が匪賊の行為を支援するケースや逆に逮捕に協力するケースなど、 しかしいずれにしても地域住人は、 こうした実態を踏まえたうえで用いられていた方策であったと言うことができるだろう。 本章の前半で確認されたような、 保証人、 地域社会と匪賊との密接な関係を前提として適用されて 共犯者、 あるいは敵対者など多様な形で匪賊と密接にか 逆に住人たちを苦しめる残虐な者も 両者の多様な関係を見てき

匪賊に対する査察

いったパターンの取り締まり方法を検証してきた。 これまでのところ本稿では、ある特定の事件について地方官が上奏を行い、これにたいして中央政府から指示が下ると しかし、 オスマン朝の匪賊対策においては、 一種の査察制度である。本章ではこの査察制度について検(4) もう一つ別のタイプの重

証を加え、取り締まり策の全体像を明らかにしていく。要な方策があった。「匪賊査察 (mehâyif teftişi) 」と呼ばれる、 サンジャックベイと同県内チャァ郡のカーディーにボル県の査察が、[6: 0618]ではカラマン州内ベイシェヒル県の イあるいはサンジャックベイと、カーディーと言う組み合わせで編成された。ユルマズは、査察官に任命されるカーディーあるいはサンジャックベイと、カーディーと言う組み合わせで編成された。ユルマズは、査察官に任命されるカーディ ては不明な点も多い。そのため本稿ではまず具体的な状況をもとに、査察の機能面について整理することにしたい。(紫) ャックベイと、同県内セイディシェヒル郡の前任カーディーにカラマン州の査察が命じられるなど、査察現場に直接関係 Yılmaz) が一人の査察官を事例に、査察の実態面を取り上げた。とはいえ今だ査察官の任務や権限、(キイ) 環として、またヘイド (Uriel Heyd) が刑罰法研究の中で、 ・は査察対象地以外の地域のカーディーでなければならなかったと述べている。(イイ) 匪賊査察は、必要が生じた際に中央政府が任命する特務査察官たちによって執り行われた。一般に査察団はベイレルベ ウズンチャルシュル(Ismail Hakkı Uzunçarşılı)によると、匪賊査察に関する命令は一六世紀の中頃 同世紀の末頃まで頻繁に行われていた。匪賊査察についてはこれまでアクダーがジェラーリー諸反乱研究の(紫) 査察の概要 制度的な説明を行っている。また近年ではユルマズ (Fikret しかし例えば [5: 0290] では、 調査方法などについ (MD 5~7) に ボル県の サ

のある官職者が選出される場合も少なくない。

官の協力が必要であった。 3 イニュック郡のカーディーへ、次のような命令が下されている。 ずれにせよ匪賊探査には中央政府から直接任命された査察官があたったが、 例えば [6:0131] では、 コジャイリ県の査察後、 その地域のサンジャックベイと、 実際の取り締まりにおいては多くの地方 同県内のギ

匪 えることをお前に命じ……[6: 0131] n |賊が我が聖なる命令によって査察されたところ、うち数名が隠れて捕らえられなかったと報告された。 た匪賊が査察の後に地域に戻ってきたら、 捕らえられてシャリーアによって処罰しなければならず…匪賊を捕ら そのように

うに、 査察官たちと、 つまり査察の間に逃れた匪賊たちは再び土地に戻ってくることが予想されるため、 地域を所轄する官職者たちに命じられているのである。この様に匪賊探査は中央政府から特別に権限を委ねられた 地方の事情に詳しい多くの官職者との共同作業によって行われる、 より徹底した調査であった。 査察後も継続して彼らをとりしまるよ

(二) 査察官の職務

月までの一年三ヶ月間、 任ぜられたベイシェヒル県サンジャックベイ、ベイシェヒル郡カーディー、セイディシェフリ郡カーディーの活動である。 務は次の通りである。 この三名の役人たちが査察官の職に就いていた期間は明らかではないが、少なくとも一五六四年九月から一五六六年一 続いて具体的に査察官の活動をとりあげ、その職務の内容を見てみよう。 カラマン州内の匪賊査察にあたっていたことは確かである。この間に彼らがあつかった事件と職(48) とりあげるのは、 カラマン州の匪賊査察官に

している[6: 0145]。報告の中では襲撃者の名前と、 まず査察官たちは、 三名のスィパーヒーを含む一〇名の匪賊たちがおこした襲撃事件について調査を行い、 取り調べの結果明らかとなった襲撃の背景が述べられた。 この上奏に 中央に報告

殺人を行ったことが明らかとなったら「シャリーアに準じてその場で報復(ısâs)」を実施するように命じてい 対し中央政府は、「地域住人のうち、公平無私なムスリムたちから聴取し、 台帳にも目を通して調べるように」と指示し、

る。 記録の写しがカラマン州ベイレルベイとコンヤ郡カーディーに送られ、それに基づいて逮捕に向かうように命令されてい 場所と評判(iştihâr)を、ムスリムたちが知らせるところに従い 追跡逮捕に関しては、別途、地方官にも指示が下されている。[6:0415]によると、査察官が作成した匪賊の名前、 中央政府はこれを受け、まず査察官たちに対し、記録に基づいて逮捕を続行するように命じた。さらに、この匪賊たちの 続いて [6:0400] によれば、査察官のうちのサンジャックベイが、査察で捕らえ損ねた匪賊たちについて「住んでいる [匪賊の]名前とともに記帳し[6: 0400]」、上奏した。 所在地、

に記録し、 へ送るように命じられた。そこで査察官のうちのもとセイディシェフリ郡カーディーは、 また [6: 0604] では、 報告した。 査察官たちは投獄中の匪賊たち [=ボズクルル・オウルラル] の悪事を記録し、 この匪賊たちについて次のよう その写しを中央

することができない。 そうした者たち [=匪賊たち] は度々抵抗し、 てる(terk-i diyâr)ことは避けられない。[6: 0604] 前述の者たち[=匪賊たち]の悪事のためにほとんどの農民が貧窮し、寄る辺もなく故地を捨 聖なる法廷へ召喚されても法廷役人に従わないためにその悪事を記録

さらに査察官は別の三名の匪賊たちの名前と悪事を書き記して上奏し、中央政府からは匪賊たちの逮捕と取り調べが命じ

られた

官たちは古い記録を調べ、この匪賊が「台帳(=法廷文書)においても大変名が通っており、 にあってアクシェ 最後に [5:0745] では、 E ル県の査察をしていたとき、 査察の間に検挙された匪賊について報告された。 その悪事により有名であったアフメッドという人物である。 この匪賊は同じ査察官が、 偽証、 悪事とともに記され 以前匪 今回、 賊 査察の職 査察

ている」ことを確認する。 またさらに王子セリムの奴隷を殺害し、逃亡したという前科も報告されていた。 最終的に査察

以上が MD 5と6に見られる一年三ヶ月間のカラマン州の匪賊査察官たちの任務である。これらをまとめると、第 中央政府はアフメッドの処罰命令を出している。

官によるこの上奏を受け、

探り出し、検挙している点[6: 0400]である。特に後者の特徴は、ある特定の事件の発生をもって匪賊たちの取り締まり まりにとりくんでいる点 [5: 0745] [6: 0604]、そして特定の犯罪者がいない状況において匪賊 取り扱う事件のレヴェルとして、地方官では処理しきれないほどに凶悪化、 で見たような一般のサンジャックベイやカーディーと最も異なる査察官の職務として、次の点が注目されるだろう。 あるいは人数的に増加した匪賊たちの取り締 (あるい は潜在的 匪 一章

中央政府は次のように査察の方法を指示している。 このサンジャックベイとブルサ県内のカーディーたちを査察官とする匪賊査察の実施が命じられた。この勅令によれば、 じめにブルサ県のサンジャックベイ自らが、自分を査察官へ任命するよう中央政府へ要求した。そしてこれに応える形で、 次に査察の際の匪賊検挙の方法について、比較的詳しい指示が出されている例を見てみよう。まず[6: 0404]では、は を開始する一般の地方官たちと、査察官との職権を分かつ大きな特徴である。

郎党たちや、シャリーアとカーヌーンで見付ける責任のある全ての者たちに命じて見付けさせ、連れてこさせ……[6: 賊行為によって有名であり、悪事を働く者たちを慎重な処置によって捕らえ、隠れている者たちを見つけだすように

が自明である者たち」[6:0404] もまた、 この様に、領域内で匪賊として名を馳せる者たちの逮捕と取り調べが命じられたほか、「前科があることが確認され、 検挙の対象とされていたのである。 暴虐

また [5:0355] では、派遣された査察官たちが現地に到着する前に、地元のカーディーたちへ次のような指示が下され

ている。

お前たち[=カーディーたち]それぞれの管轄域で、 悪事でもって名を馳せ、悪行で知られる者たちを、 有能な保証

人たちへ引き渡し、隠れさせないように。[5: 0355]

なっているようである。そこでは刑罰法の「匪賊(ehl-i fesâd)に関する条項」で述べられる次のような原則が、 ま適応されていると言えるだろう。 こうした二つの命令を見ると査察の際の匪賊検挙は、 当該地域で匪賊として知られているかどうかが一つの手がかりと そのま

負う特務を帯びた。彼らの職務内容には、 されたサンジャックベイやカーディーは、 この様に査察における逮捕や処罰においてもまた、地域住人の匪賊に対する評価が大きな意味を持っていたのである。 ある人物が匪賊であり、常に悪事に携わり、 とスバシュはそこから手を引くように。手に処罰の権限と法を託された者が、処罰するように。 匪賊取り締まりのより専門的な手段である匪賊査察について検討してきた。 特に凶悪化した匪賊を取り締まる任務ばかりではなく、 任地における通常の職務に加え、隣接するより広い地域での匪賊対策に責任を 人々が彼に対し、「我々はこのものを良いと思えない」と言えば、カーデ それによれば査察官に任 まだ犯罪が起こってい

おわりに

賊として知られているかどうかという点が逮捕の際の重要な基準とされていたのである。

ない状況において匪賊を探索し、検挙するという任務が含まれていた。そしてこの匪賊の検挙においても、

府の勅令が下るまでの状況を分析した。そして上奏では主に逃亡中の匪賊の情報を報告することが、中央政府の勅令では トリア州における取り締まり策を分析した。まず第一章では、地方で起こった匪賊に関する事件が上奏されてから中央政 本稿では、 スレイマン大帝統治下のアナトリアにおける匪賊の姿を包括的かつ具体的に捉えることを目的に、 主にアナ

当該地域で匪

処罰 においても同様に観察されることが、第三章において確認された。これらの考察の結果、 関係を反映したものであったと考えられる。そして中央政府のこの様な地方の現状に対する認識と対応方法は、 な形で関わっている様子を見ることができた。 事件の処理を行う地方官を任命することがその主な目的の一つであることが明らかになった。また第二章では調査、 及んだと思われるスレイマン大帝期においても、 といった取り締まりの各局面について具体的な事例を検討し、 中央政府による匪賊対策は、 地方における匪賊たちの扱いは、 いずれの場合にも地方の住人が匪 地方社会における匪賊と地方住人との密接な 地方官職者や住人たちにかなりの程度 中央政府の権限が地方にも強く 賊 逮 捕 の作業に多様 匪賊 逮捕、 査 察

委ねられていたことが判明したのである。

ための手がかりとなりうるだろう。 ナトリア州で見られた現象は、 は地域差があったはずであり、 での考察は飽くまでも中央政府が作成した勅令のみをもとに行われているため、 この様に本稿では中央政府の取りしまり策を手がかりに、 また同じオスマン朝の領内と言っても、イスタンブルからの距離やその他の地理的、 少なくとも地域における匪賊のあり方の一典型を示し、 本稿で得られた検討結果は必ずしも普遍的な状況とはいえない 地域における匪賊のあり方を明らかにしてきた。 その情報内容に偏りがあることは否めな その他の地域における状況を知る 歴史的条件に応じて匪賊対策に 0 かも知 れない。 しかし本稿 しか

葉に集約されているのかもしれない。 以上、 本稿で示されたような地方における匪賊のあり方は、 彼は次のようにのべ、 自分たちの立場を主張したのである。 カスタモヌ県の匪賊グループに属する古参のナーイブの言

軍人やカーディーたちはこの地方の住人ではない。 我々こそが日頃ここに住む者なのだ (dâim mukîmlerüz)] [5:

烘

- 者」『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所, 127-146. 加納弘勝 (1991)「トルコにおける山賊 (義賊) と英雄と聖れ、トルコをはじめ世界の多くの人々に読まれている。Cf. 農民たちの世界をリアルに描いた作品として高く評価さ 人公とする。この小説は貧しい地域でもたくましく生きる。Cf. (Yaşar Kemal) の大河小説『やせっぽちメメッドを主 大年にトルコの新聞に連載されたヤシャール・ケマル
- (∞) Boratav, Pertev Nâilî (1967), "Kör-Oğlu", in *İslâm Ansiklopedisi*, VI, 2nd ed., Istanbul, 908-914; id. (1978, 3rd ed.), *Türk Halk Edebiyatı*, Istanbul, 60-62.
- っている。 社会・産業・風俗に関する情報を提供する貴重な史料となまとめた。本書は、当時のオスマン朝や周辺地域の地理・トリアや中部ヨーロッパなどを旅行しその見聞を旅行記に四年。一七世紀オスマン朝の旅行家で、長年にわたりアナ(の) エヴリヤ・チェレビー (Evliya Çelebi) 一六一一~八
- (¬) Boratav (1967), 913.
- (1990, 2nd pub.), Osmanlı İmparatorluğunda Derbend Teşkilâtı, Istanbul.
- (Φ) Faroqhi, Suraiya (1993 a), "Räuber, Rebellen und

- Obrigkeit im Osmanischen Anatolien", Periplus, 3, 31-46.
- できたち、「Stanbul, 3-17. Usmanlı Tarihinde levendler, Istanbul, 独の場合は、他の場合は「土地を捨て、故郷の日本では、「大きりで、「本名では、「大きりで、「本名で、「は、「大きのようにうろっき、そのために日々の糧をを離れ、流れ者のようにうろっき、そのために日々の糧を敗、同強な海の男を指し、陸の場合は「土地を捨て、故郷、「「、ジェザルによると levendler, Istanbul, 3-17.
- を形成した。 (または学生、傭兵、流浪者、反乱者)が集結し反乱勢力この反乱における有力なリーダーのもとには、多くの匪賊今もなお解釈の定まらない重要な研究テーマである。当時世紀間続いたジェラーリー諸反乱(Celâli İsyanları)は、(∞) オスマン朝史研究において、一六世紀末からおよそ一
- (5) Faraoqhi, Suraiya (1993 a); id. (1994), "The Life and Death of Outlaws in Çorum", in Ingeborg Bladauf, Suraiya Faroqhi and Rudolf Vesely (eds.), Armağan, Festschrift für Andreas Tietze, Prague, 1994, 59-77. [reproduced in Faroqhi (1993 b), Coping with the State: Political Conflict and Crime in the Ottoman Empire 1550-1720, Istanbul, 145-161; id. (1995), "Robbery on the Hajj Road and Political Allegiance in the Ottoman

Empire (1560-1860)", in Faroqhi (1993 b), 179-196; Güler, İbrahim (1995), "XVII. Yüzyılda Orta Karadeniz bölgesinde eşkiyalık hareketleri", Osmanlı Araştırmaları, XV, İstanbul, 187-219. これらの研究では地域社会の住人と匪賊との関係が個別具体的に取り上げられており、匪賊の社会的性格を知るうえで重要な手がかりが示されている。

- 令」として扱うこととする。 (nişancı)」による加筆、修正の跡が残っており、現在のとでのどの段階でされたものかは特定できない。とはいえ実でのどの段階でされたものかは特定できない。とはいえ実のがののの記録が、会議での検討から勅令の発布に至るまころ MD には「書記官長 (re'is-ül-küttâb)」や「国璽尚書(1) MD には「書記官長 (re'is-ül-küttâb)」や「国璽尚書
- (11) MDの大部分は現在、イスタンブルの総理府古文書館議決定事項が記録された。 ・に保存されている。トプカプ宮殿などに保存されている台帳は一五四四年、最新のものは一九〇五年である。最古の台帳は一五四四年、最新のものは一九〇五年であるが、年によって記録の件数には差があるほか、台帳の発見されている。トプカプ宮殿などに保存されている台に保存されている。トプカプ宮殿などに保存されている台議決定事項が記録された。
- (12) 中央政府による匪賊の取り締まり策を具体的にとりあ Büyük Celâlî Karışıklıklarının Başlaması, Erzurum.があ る。中央政府による匪賊対策として、イル・エリ(民兵隊) の組織や匪賊査察官の派遣、保証人をつけるといった諸策 の組織や匪賊査察官の派遣、保証人をつけるといった諸策 が実例とともに紹介されている。このほか犯罪者を艦船の 漕ぎ手として服務させる「ガレー送り(kürek cezası)」の 別を取り上げた İpşirli, Mehmet (1982), "XVI asrın ikinci yarısında Kürek Cezası ile ilgili hükümler", Türk Etnografya Dergisi, 12, 203-248.なども匪賊の取り締まりを考 えるうえで参考となる。
- (1986, 2nd ed.), Osmanlı Tarihi Lügatı, Istanbul. 守れて徳のある人物が適任とされた。Cf. Sertoğlu, Midhat 考されていた。知識が豊富なインテリであり、かつ機密が(3) 「ミュヒンメ記録官」は、国家機密を扱うため慎重に選
- 一般型を示すことができる。 が、一六世紀後半の記録についてはとりあえず次のような(4) MD の書式は書記官長が交代するごとに変化している
- ① ページ数
- ② 記録番号(各台帳ごとに④の日にち順に
- ③ 「以下の勅令が書かれた(yazıldı)」
- ④ 命令の伝令者名、手渡された日付け
- ただし今回用いる MD5 には①の記載がない。また台帳の⑤ 本文(命令先の官職名、事件の概要、命令文)

- る。略されることや、上奏内容の概要そのものがないこともあいし、④がない記録もある。⑤に関しては上奏者の名前が中で各記録は必ずしも日付順に編集されているわけではな
- 特にこの傾向が強かったと述べている。 特にこの傾向が強かったと述べている。
- (16) これらの草稿は、総理府古文書総局オスマン文書局(16) これらの草稿は、総理府古文書総局オスマン文書局が古い日付のものである。
- (17) 一六世紀半ばのアナドル州は、ビガ、ヒュダーベンディギャール、カレスィ、コジャイリ、ボル、スルタン・オィギャール、カレスィ、コジャイリ、ボル、スルタン・オーギャール、カレスィ、コジャイリ、ボル、スルタン・オーだい。それぞれの県の管轄域については、Donald Edgar Pitcher (1972), An Historical Geography of the Ottoman Empire from Earliest Times to the End of the Expansion Century with Detailed Maps to Illustrate the Expansion of the Sultanate, Leiden; Andreas Birken (1976), Die

Provinzen des Osmanischen Reiches, Wiesbaden を参照とした。

- (18) それぞれの言葉が意味する内容は曖昧であり、特定の(18) それぞれの言葉が意味する内容は曖昧であり、特定のると考えられる。
- がカーディー(kâdí)である。 官がサンジャックベイ (sancakbeğ)、郡を所轄とする法官軍官がベイレルベイ (beğlerbeğ) であり、県を統括する軍郡に相当する「カザー (kazâ)」に分かれる。州を統括するット (eyâlet)」、県に相当する「サンジャック (sancak)」、(19) オスマン朝の地方行政区は、州に相当する「エヤーレ
- 分が多い。Cf. Jennings, Ronald (1978), "Kadi, Court and トンティーは野賊の逮捕、拘引を担い、カーディーは匪賊を行った。地方支配の場におけるカーディーとサンジャックベイの役割について、これまでの研究では両者のライヴァル的立場が注目されてきた観があるが、事が抵抗した場合にサンジャックベイに指示を与えたり、事が抵抗した場合にサンジャックベイに指示を与えたり、事が抵抗した場合に対して、地方支配の場におけるカーディーは匪賊を対した。ジェニングスの研究によると、カイセリ郡ではサンジ(2))ジェニングスの研究によると、カイセリ郡ではサンジ(2))

Legal Procedure in 17 th Century Ottoman Kayseri", Studia Islamica, 68, 133-172.

Tetebbü'ler Mecmu'ası (H. 1331), I/3, 497-544.

Tetebbü'ler Mecmu'ası (H. 1331), I/3, 497-544.

て扱った。 では少しでも説明がある場合は具体的情報があるものとしのように「旅人」としか書かれていない場合もある。ここのように「旅人」としか書かれている場合もあれば、[5: 0289]より出身村までが明記されている場合もあれば、[5: 0289](21) [5: 0192] や [5: 0193] のように被害者の名前はもと

た。 ある。ここではいずれも具体的情報があるものとして扱っある。ここではいずれも具体的情報があるものとして扱っるが、[5: 0256]のように名前しか知らされていない場合もあ道案内人(kılâğuz)といった詳細な構成が分かる場合もあ(2) [5: 0210] のように首謀者、その手下、一時的共犯者、

たってうろつき回る匪賊」集団が取り締まりの対象である扱った。例えば [6: 1118] では、「スフテ(宗教学生)をか(3) 一人でも逃走中のメンバーがあれば「未逮捕」として

ための援助が要請されている。 党たちはなお悪事を働いており、この上奏では彼らの逮捕 二人の匪賊」と、あらたに二〇人の匪賊の頭目となった残 すでに逮捕、処罰されていた。ただし「仲間たちのうちー ュ)からの上奏があった時点では、この匪賊集団の頭目は が、メンテシェ県のベイ(正確にはその部下であるスバシ

(24) 村人の中から選出されたイギットバシュ(隊長)と、(24) 村人の中から選出されたイギットバシュ(隊長)と、ではの采配のもと村の若者たちによって組織された三〇~四での采配のもと村の若者たちによって組織された三〇~四での采配のもと村の若者たちによって組織された三〇~四での、計細はまだ明らかではない。成員は若く、火器を使ると、詳細はまだ明らかではない。成員は若く、火器を使った。という誓いを行い、メンバーたちの名前はカーディーによって記録された。匪賊が法廷への出頭を拒否した場合に、イル・エリたちに出動が命じられたこともあった。合に、イル・エリたちに出動が命じられたこともあった。で、Akdağ(1995, 2nd ed), 89; İnalcık, Halil(1980), "Military and Fiscal Transformation in the Ottoman Empire, 1600-1700", Archivum Ottomanicum, VI, 307-308.

ちの逮捕が、それぞれの父親に委任された。(25) 親族の例として、例えば[5: 1132]では二名の匪賊た

つけられていることが多い。[5: 0201] ほか。受けてから一五年以上放置されていないことなどの条件が件について過去に一度も審議されていないことと、被害を(26) 被害について審議し、賠償を検討する際には、同じ事

- Oxford. Oxfo
- manh Devletinde Siyaseten Katl, Ankara. (2) シヤーセットとは、広義においてはむ打ちや追放まで)。シャーセットとは、広義においては死刑、肉体的でも含む刑罰一般を意味し、狭義においては死刑、肉体的でのでしてがなされる。 また、シャリーアとカーヌーンの規定がある。 また、シャリーアとカーヌーンの規定がいる。 シャーセットとは、広義においてはむち打ちや追放まる。 シャーセットとは、広義においてはむち打ちや追放まり。
- (31) セフェリヒサルは、アナドル州、アンカラ県に属する。と隣接するカラマン州西端のアクシェヒル県に位置する。(30) トゥルグッドは、アナドル州カラヒサル・サーヒブ県
- 判決に責任を負うといった役割を担っていた。Cf. Jen-言うよりもむしろ、最終的にカーディーによって下される在は重要である。彼らは当該事件の「真実」を報告すると〈32) もともとイスラーム法廷において、証人(guhûd)の存

nings (1978), 133-172. また、オスマン朝の法と社会について分析を加えたゲルベル(Haim Gerber)によると、一七世紀の西アナトリア、ブルサにおいてはこうした証人の役割を果たしたという。Cf. Gerber, Haim(1994), State, Society, and Law in Islam: Ottoman Law in Comparative Perspective, New York, 38.

- 刑罰法をもとに考察を行う。では最も体系的な法令集であるとされるスレイマン大帝の二世統治期以降、繰り返し編纂、改訂されてきたが、本稿3) 刑罰に関するカーヌーンは一五世紀後半のメフメット
- Heyd (1973), 56-93.のもの。(以下同) (34) Heyd (1973), 85. ページ数はオスマン語テキスト
- (55) Heyd (1973), 91.
- とされている。Cf. Heyd (1973), 85.
- (%) Heyd (1973), 90.
- (ℜ) Heyd (1973), 238-240.
- 「6·nn7al合、「その封土は他の者へ与えられる」よう命じられている。(3) スィパーヒーが逃亡中の頭目を捕らえられなかった場
- (4) 結局この場合は、大勢の保証人をつけたかいもなく匪(4)

82

<u>41</u>

 $\widehat{42}$ ドル州だけではなく近隣地域の事例も検討対象とする。 なおここでは事例数をある程度確保するために、アナ

(4) Uzunçarşılı, İsmail Hakkı (1965), Osmanlı Dev letinin Ilmiye Teşkilâtı, Ankara, 126–132

Kontrolle der Lokalverwaltung im Osmanischen Reich "Die 'Inspektion der Ungerechtigkeiten' und die (16. Jh.)", Periplus, 3, 15-30 Yılmaz, Fikret and Christoph Neumann (1993),

させようとするときに『オスマン朝の不正』として持ち出 ったとし、「ジェラーリー反乱リーダーたちが、民衆を蜂起 匪賊査察は査察官が農民へ不正を働くための口実とな 研究者によって制度の捉え方に相違がある。アクダー

べている。cf. Akdağ (1995, 2nd ed.), 31. 一方ユルマズは が高い威信を受けていた」と述べている。cf. Yılmaz(1993), 維持」を履行するためのものであったと説明し、「査察制度 査察を「(中央政府の) 権威を代行する重要な機能と公正の した問題が、当時立て続けに行われた査察であった」と述

アクダーは、 査察をヴィラーイェット全域を査察する

> をカーディーやチャヴシュ、サンジャックベイなどの地方 官職者が担当したと説明している。cf. Akdağ (1995, 2nd 者をベイレルベイや中央から派遣された宰相たちが、 みを査察する「地域的査察(mahallî teftişi)」に分け、 「全域にたいする査察(umûm üzere teftişi)」と、県内の

<u>47</u> Yılmaz (1993), 19

(4) MD5と MD6 で両者が関係した命令の日付を調べた であった。 ところ、最初がヒジュラ暦九七二年サフェル一二日 ーズィイェル・アーヒル一二日(西暦一五六六年一月四日 一五六四年九月一九日)、最後がヒジュラ暦九七三年ジェマ

(4)「匪賊に関する章」はスレイマン大帝以降の刑罰法に見 られる。

(S) Heyd (1973), 92.

(お茶の水女子大学大学院人文科学研究科 (社)海外コンサルティング企業協会勤務 平成一〇年九月